

県の重点施策

・

県と市町村との連携協力事項

県の重点施策・市町村との連携協力事項

1 総合政策部

- | | | |
|---|----------------------------|-----|
| 1 | 次期宮崎県総合計画長期ビジョン（素案）について | P 1 |
| 2 | 今後の文化振興について | P 5 |
| 3 | 持続可能なバスネットワークの構築に向けた取組について | P 7 |
| 4 | 市町村のデジタル化支援について | P 9 |

2 総務部

- | | | |
|---|-----------------|-------|
| 1 | 県と市町村の人事交流等について | P 1 1 |
|---|-----------------|-------|

3 総務部危機管理局

- | | | |
|---|--------------------------------|-------|
| 1 | 市町村長による危機管理の要諦―初動対応を中心として―（概要） | P 1 4 |
|---|--------------------------------|-------|

4 福祉保健部

- | | | |
|---|-----------------------------|-------|
| 1 | 新型コロナワクチン追加接種のさらなる促進について | P 1 5 |
| 2 | 県・市町村少子化対策連携事業について | P 1 7 |
| 3 | 市町村と県における児童虐待防止体制の充実・強化について | P 1 8 |

5 環境森林部

- | | | |
|---|-----------------|-------|
| 1 | 森林経営管理制度の推進について | P 1 9 |
|---|-----------------|-------|

6 商工観光労働部

- | | | |
|---|-----------------------|-------|
| 1 | 事業承継支援の取組について | P 2 0 |
| 2 | 外国人材の受入れ・共生に向けた取組について | P 2 2 |

7 農政水産部

- | | | |
|---|------------------------|-------|
| 1 | みやざき農水産業グリーン化推進プランについて | P 2 4 |
|---|------------------------|-------|

8 県土整備部

- | | | |
|---|-----------------------|-------|
| 1 | 宮崎県自転車活用推進計画について | P 2 6 |
| 2 | 木造建築物等地震対策加速化支援事業について | P 2 7 |

9 企業局

- | | | |
|---|------------------------|-------|
| 1 | 市町村等の小水力発電導入への技術支援について | P 2 8 |
|---|------------------------|-------|

10 教育委員会

- | | | |
|---|-----------------------|-------|
| 1 | みやざきの子どもを守る総合支援事業について | P 2 9 |
|---|-----------------------|-------|

11 警察本部

- | | | |
|---|------------------------|-------|
| 1 | うそ電話詐欺（特殊詐欺）被害の現状等について | P 3 1 |
| 2 | 高齢運転者の交通事故抑止対策について | P 3 1 |
| 3 | 交番・駐在所の再編整備について | P 3 1 |

次期宮崎県総合計画長期ビジョン（素案）について

総合政策部

1 長期ビジョン策定の考え方

現行ビジョン策定後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、将来推計の時点修正をはじめ、本県の将来像、長期的視点からの重要課題に対する基本的な方向性など、2040年を展望したビジョンを新たに描き直す。

2 これまでの検討状況と今後の策定スケジュール（予定）

令和3年	7月 3日	第1回総合計画審議会への諮問
	8月 4日	第2回総合計画審議会
	10月上・中旬	地域別市町村会議（県内5地域）
	10月下旬	県民アンケート調査
	11月上・中旬	高校生・大学生・若手事業者との意見交換会（3回）
	11月10日	第3回総合計画審議会（外部有識者セミナー） 第1回専門部会合同会（人・くらし・産業の3部会）
令和4年	3月	県議会常任委員会（長期ビジョン骨子案）
	4月25日	総合計画審議会・専門部会
	〃	<u>県・市町村連携推進会議</u>
	5月～6月	パブリック・コメント
	〃	若手事業者や若者等との意見交換
	7月	総合計画審議会
	9月	県議会議案提出

3 高校生・大学生・企業若手社員との意見交換会の概要

本県の現状と課題、時代の潮流等を踏まえ、「20年後に実現したい本県の将来像」について、「人」「くらし」「産業」の3つのグループに分かれてワークショップ形式にて意見交換会を実施。（3回：高校生23名、大学生18名、若手事業者20名の計61名）



4 審議会や地域別市町村会議で出された主な意見

(1) 人づくりに関する主な意見 [移住・Uターン／人材育成／子育て支援など]

- ① 子どもたちに宮崎の良さ・魅力を教える「ふるさと教育」
- ② Uターンを希望する若者と県内企業とのマッチング
- ③ 小・中・高校生向けの県内企業情報の発信強化
- ④ スポーツ産業・スポーツ集団の活性化による関係人口の流入促進
- ⑤ 宮崎にしながら仕事ができるIT人材の育成
- ⑥ 結婚支援の充実
- ⑦ 安心して妊娠・出産できる地域医療の充実
- ⑧ 病児・病後児保育など子どもを預け、働きやすい環境づくり

(2) 暮らしづくりに関する主な意見 [地域交通／福祉・医療／危機管理など]

- ① 地域交通、防災など様々な面に重要となる地域コミュニティづくり
- ② 中山間地域における移動手段の確保
- ③ 高齢者が社会と関わり続ける、学び続けられる仕組みづくり
- ④ 伝統文化の維持・継承における高齢者の活躍の場の創出
- ⑤ 高齢者・外国人に目を向けた防災対策
- ⑥ 小・中・高校における防災教育
- ⑦ 里山づくり、田舎の良さの情報発信
- ⑧ 移住やワーケーション等を進めるための情報基盤の整備

(3) 産業づくりに関する主な意見 [雇用・働き方／産業成長／観光など]

- ① 女性が働きやすい環境づくり
- ② デジタル化が進んでいく中での雇用のミスマッチ解消
- ③ 企業誘致の推進による雇用の創出
- ④ 経営者の高齢化が進む農業分野の事業承継
- ⑤ 医療・介護・福祉現場における働き方改革、環境改善
- ⑥ フードビジネス×観光、観光×防災、農業×福祉など産業間の横連携
- ⑦ スポーツランドだけでなく、固有の観光資源の磨き上げ
- ⑧ 日照時間や豊富なバイオマス資源を生かしたエネルギー政策

5 長期ビジョン（素案）の概要

別紙のとおり

次期総合計画長期ビジョン素案の概要

第1章 時代の潮流と宮崎県

潮流1 人口減少・超高齢化の進行

(将来課題)

- 生産年齢人口の減少による社会経済、暮らしの維持が困難化
- 社会保障費の増加や税収減による財政の硬直化
- 人口減少・高齢化が当面続くことを前提とした社会づくり

潮流2 気候変動・自然の脅威

(将来課題)

- 本県の強みを生かしたゼロカーボン社会づくり
- 温暖化による農林水産業への影響
- 災害の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策の強化

潮流3 価値観や行動の変化

(将来課題)

- 新しい多様な価値観に沿った県づくり
- SDGsを重視したライフスタイル、経済活動への転換

潮流4 デジタル化・先端技術の進展

(将来課題)

- 人口減少に伴う諸課題に対応する先端技術の積極的な活用
- 産業分野におけるデジタル化の推進による生産性向上、競争力の強化
- 先端技術を開発・運用できる人材の育成と情報通信基盤の早急な整備

潮流5 世界の中の日本・宮崎

(将来課題)

- 国内市場が縮小する中、拡大する世界・アジア市場の活力の取り込み
- 世界的な人口・資源問題や環境問題への対応
- 在留外国人の増加に対応した社会づくり

第2章 目指す将来像

温暖な気候や豊かな自然、神話を源流とする歴史や文化、食やスポーツ環境など、宮崎の良さや魅力を生かしながら、誰もがゆたかさを感じ、楽しさや幸せにつなげることができる県を目指す。

将来像1 一人ひとりがいきいきと活躍できる社会

豊かな自然や子育てしやすい環境の中で、多くの子どもが生まれ育ち、UIJターン者も増えている。

先人たちから受け継がれてきた歴史や文化など地域の営みに深い理解を持ち、グローバル・デジタル社会を生き抜く力を持った若者が増えている。

学び直しの仕組みが整い、年齢や性別に関わらず、個々の価値観が尊重されながら活躍できる場が広がっている。

将来像2 安全・安心で心ゆたかに暮らしを楽しめる社会

集落同士が生活に必要な機能やサービスを相互に補完・連携し合い、中山間地域であっても安心して暮らすことができる。

豊富な太陽光やバイオマスなどを活用した再生可能エネルギーを積極的に取り入れ、環境負荷の低いライフスタイルが実現している。

生活を支える交通の利便性が確保され、市街地の賑わいが創出されている。

将来像3 力強い産業と魅力ある仕事があり、安心して働ける社会

先端技術を活用した新たなイノベーションや生産性の向上によって、成長産業が県内各地に展開するとともに、地域内での経済循環が図られている。

職・住・遊近接の恵まれた環境の中で、個々の能力や技術を生かした時間に縛られない柔軟な働き方が定着している。

全国トップクラスの豊かな食や自然、スポーツ環境の魅力を生かして、県外・国外との交流が増加することで経済が活性化している。

第3章 目指す将来像の実現に向けた今後の方向性

【基本的な考え方】

宮崎の未来 = 独自の魅力・価値 × 5つの要素 = 新たな価値の創造

【未来に必要な5つの要素（キーワード）】

① デジタル・先端技術・イノベーション

地域課題解決に向けた新しい技術の実装、創造

② 持続可能性（サステナビリティ）

経済、社会、環境の調和を基軸とした価値観への転換

③ 人材力

郷土愛やチャレンジ意欲の醸成、多様な価値観の寛容・包摂

④ 地域力

地域間の連携・役割分担、経済循環

⑤ きずな・つながり

人のつながりの尊重、互惠・補完

【今後の方向性】

1 人口減少を前提とした安心して暮らせる地域社会の維持

- デジタル技術の活用や地域機能の連携・集約による暮らしの維持
- 情報通信環境やデータ関係基盤等の整備・運用
- 防災、減災機能の維持・強化
- エネルギーの地産地消、シェアリングエコノミーの導入
- 活力と新しい知見・価値観をもたらす関係人口の創出・拡大 など

2 暮らしを支え、未来を拓く産業づくり

- 新しい技術による高付加価値な新ビジネスの創出
- 地域の特性を生かした稼げる産業振興や県内企業の育成
- 地域内経済循環と外貨の獲得、海外市場の開拓
- デジタル化、国際化に対応した人材の確保
- 県内外の観光客が感動する観光地域づくり など

3 人生を豊かに過ごせる地域づくり

- 健康や生きがいを実感できる自然・スポーツ環境の充実
- 人々が集い、様々な活動を楽しむ賑わいや居心地の良い空間づくり
- 誰もが文化に親しめる機会や交流の創出
- 県民や企業、NPO、自治会など多様な主体との協働による地域づくり など

4 将来の人口安定化に向けた社会づくり

- 出会いから結婚・出産・子育てまでの切れ目ない支援体制づくり
- 女性が働きやすい職場づくりや男性の家事参加の促進
- 若者、女性の県内就職・定着やUターンを促進する郷土愛の醸成
- 場所にとらわれない働き方を促すテレワーク、ワーケーション環境の整備 など

今後の文化振興について

総合政策部

国文祭・芸文祭の開催による文化に対する関心の高まりや文化活動の盛り上がりを一過性のものとせず、今後も本県の文化の振興等を図っていくため、令和4年3月に宮崎県文化振興条例を制定（概要は別紙のとおり）。

今年度は、条例に基づく基本計画の策定するとともに、県民の文化活動の再開・活性化を図り、文化の裾野を広げるための事業を実施することとしている。

㊦文化で紡ぐ地域活力の再興応援事業

長引くコロナ禍により、各地域に根付いた伝統行事等も相次いで中止となるなど、地域活力が低下し地域文化の継承も危機的な状況にあることから、活動再開に向けた取組や国文祭・芸文祭事業の再実施への支援「国文祭再チャレンジ事業」を行うとともに、地域文化の魅力を広く発信し将来への継承はもとより関係人口増や観光需要の回復に繋げる。

(1) 予算額 152,333千円

(2) 財源 国庫（臨時交付金）

(3) 事業期間 令和4年度

(4) 実施主体 県②、市町村①

(5) 事業内容

① 市町村を通じた地域文化の活動再開に向けた支援

- ・ 地域において継続的に実施されてきたが中止・縮小となった祭り等の催しの再開に必要な取組（補助率 1/2以内）
- ・ 国文祭・芸文祭のために新規に企画・創作され実施される予定であったが中止となった市町村事業の実施（補助率 2/3以内）

② 地域文化の魅力を発信する動画の制作・既存コンテンツの多言語化

㊦みんなが繋がる ひなたの文化活動推進事業

コロナ禍の影響により大きく制限を受けた県民の文化活動の再開・活性化を図るとともに、国文祭・芸文祭の成果を最大限に生かして、文化と多様な分野との連携を図りながら、文化の裾野を大きく広げていく。

(1) 予算額 39,573千円

(2) 財源 国庫：30,000千円（臨時交付金） 一般財源：9,573千円

(3) 事業期間 令和4年度～6年度

(4) 実施主体 県①②③、公益財団法人宮崎県芸術文化協会④

(5) 事業内容

- ① コロナ禍の影響により大きく制限を受けた県民の文化活動の再開・活性化に資する大規模なアートイベント等の実施
- ② SNS等を活用した文化の裾野を広げる情報発信・共有の場づくり
- ③ 多様な主体が実施する県民が気軽に文化に親しむ活動やまちづくり等、他分野との連携に資する活動に対する支援
- ④ （公財）宮崎県芸術文化協会が実施する「みやざき文学賞」や加盟団体の記念事業支援等に対する補助（補助率 定額）

1 総則

目的

文化の振興及び文化により生み出される価値の活用（以下「文化の振興等」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって真にゆとりと潤いの実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

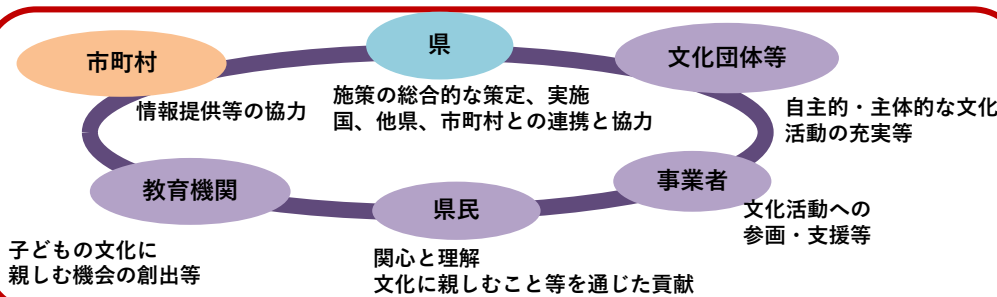
基本理念

～文化の振興等に当たって、考慮すべきこと等を規定～

- 県民一人ひとりが文化活動の主体であるという認識の下での自主性の尊重
- 文化活動を行う者の創造性の尊重、能力発揮
- 県民が等しく、文化を鑑賞し、参加し、創造することができるようにすること
- 文化に対する県民の関心と理解を深めること、文化の多様性の尊重
- 県民が郷土への誇りと愛着をもって本県の文化を将来に継承できるようにすること
- 本県文化の発信、文化を通じた交流の推進
- 子どもに対する文化に関する教育の重要性
- 文化と観光、まちづくりなどの各施策との有機的な連携
- 県民、文化団体等、教育機関、事業者、行政との連携・協力

責務・役割

～文化の振興等に当たって、県の責務、その他の主体の役割等について規定～



その他

施策の総合的かつ計画的な推進等



2 基本施策 ～文化の振興等に当たって、県が必要な施策を構ずるよう努めることについて規定～

文化の振興

○ 芸術及び芸能の振興

- ・ 芸術（文学、音楽、美術、工芸、写真、演劇、舞踊等）
- ・ メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）
- ・ 芸能（歌唱、講談、落語等）



○ 伝統芸能等の継承及び発展

- ・ 我が国古来の伝統芸能（能楽、歌舞伎等）
- ・ 地域の人々による民俗芸能（神楽、風流等）
- ・ 祭り、年中行事、神話・伝承 等



○ 生活文化の振興及び国民娯楽の普及

- ・ 生活文化（茶道、華道、書道、食文化等）
- ・ 国民娯楽（囲碁、将棋等）



○ 文化財等の保存及び活用並びに景観等の保全及び活用

- ・ 有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- ・ 地域の歴史的及び文化的な景観等



文化を実感できる環境づくり

- 文化に対する理解の醸成等
- 県民の鑑賞等の機会の充実
- 文化施設等の充実及び活用の促進
- 事業者による文化活動等の促進

文化を支え、育む人づくり

- 郷土に対する誇りと愛着の醸成
- 子どもの感性等の育成
- 障がいのある人の文化活動の充実
- 高齢者の文化活動の充実
- 文化の担い手の育成及び確保
- 顕彰

文化を活用した地域づくり

- 文化を生かした地域の活性化
- 文化を生かした産業の活性化
- 文化による交流の推進

持続可能なバスネットワークの構築に向けた取組について

総合政策部

本県の重要な交通ネットワークの1つである路線バスは、人口減少等により利用者が減少傾向にあったところ、コロナ禍でさらに利用が落ち込み、大変厳しい状況となっている。

特に地域間幹線バス路線においては、運行欠損額に対する事業者負担が重なり、このままでは既存バス事業者による路線の維持・存続が困難になっていることから、持続可能な地域交通ネットワークの確立に向け、令和4年度から以下の事業を実施する。

⑨宮崎県バスネットワーク最適化支援基金積立金

(1,300,039千円)

1 事業の目的・背景

人口減少による利用者減や、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う人流の抑制により、既存バス事業者による運行が困難となっている地域間幹線バス路線や、車両小型化等による効率的運行を図る広域的バス路線について、持続可能な地域交通ネットワークの確立に必要な転換コストを支援し、県民の移動手段の維持・確保を図るため、「宮崎県バスネットワーク最適化支援基金」を設置する。

2 基金の概要

(1) 基金総額 1,300,039千円

(2) 財源 一般財源

(3) 事業期間 令和4年度～8年度(5年間)

(4) 基金活用事業

① 地域間幹線バス路線転換支援

既存バス事業者が運行する地域間幹線バス路線について、新たな運行形態に転換する際に必要な費用に対して補助

② 広域的コミュニティバス路線転換支援

市町村が運行する広域的バス路線について、車両小型化等を軸とした「広域的コミュニティバス路線」に転換する際に必要な車両購入費用に対して補助

③ 地域間幹線バス路線運行維持支援

既存バス事業者による運行継続が困難となっている地域間幹線バス路線で、新たな運行形態へ転換するまでの間、運行維持に必要な支援を実施

④ 宮崎県地域公共交通計画策定

県内の持続可能な地域交通ネットワークの姿を示す「地域公共交通計画」について、策定主体となる法定協議会を設置するとともに、当該計画を策定

⑨宮崎県バスネットワーク最適化支援事業

(令和4年度：381,217千円)

1 事業の概要

基金活用事業として定めた4つの事業について、市町村や事業者等と協議が整った路線から順次実施する。

(1) 予算額 381,217千円

(2) 財源 国庫：223,529千円（臨時交付金）

宮崎県バスネットワーク最適化支援基金：157,688千円

(3) 実施主体 県、市町村及び事業者

2 事業の効果

新規事業者による効率的な路線維持や、広域的コミュニティバス等の新たな運行形態への転換を促すことで、持続可能な地域交通ネットワークの実現が図られる。



国において、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現出来る社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が示されている。

また、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容が具体化され「自治体DX推進計画」として示されており、市町村における組織体制の整備やデジタル人材の確保・育成等によるデジタル化の推進体制の構築が求められている。

このため、令和4年度に以下の事業を実施し、市町村のデジタル化推進を支援する。



⑧ 自治体DXサポート事業

1 事業の目的・背景

コロナを機に大きく変化しつつあるデジタル化の流れに的確に対応するため、外部人材の活用により、県及び市町村のデジタル化支援を行うサポート制度を構築する。

2 事業の概要

- (1) 予算額 15,000千円
- (2) 財源 国庫
- (3) 事業期間 令和4年度
- (4) 実施主体 県
- (5) 事業内容 行政、産業、暮らしなど様々な分野でのデジタル化を促進することができる外部デジタル人材を確保し、庁内各部局や市町村におけるデジタル化施策の積極的な企画・立案をサポートしていく。

○自治体DX推進計画（一部抜粋）

重点取組事項	国の示す取組等
<p>自治体の行政手続のオンライン化</p> <p>2022年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続（31手続）について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能に</p> <p>（※子育て（15手続）、介護（11手続）、被災者支援（罹災証明書）、自動車保有（4手続）の計31手続）</p>	<ul style="list-style-type: none"> マイナポータルに自治体との接続機能等を実装【内閣府】 マイナポータルのUI・UX改善【内閣府】 子育て、介護等の手続について、マイナポータルと自治体の基幹システムとの接続を支援【総務省】
<p>自治体の情報システムの標準化・共通化</p> <p>目標時期を2025年度とし、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行</p> <p>（※住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、障害者福祉、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援の計17業務）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 17業務を処理するシステムの標準仕様を作成【関係府省】 標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を提出（2021年通常国会）【総務省・内閣官房】 「(仮称)Gov-Cloud」を構築【内閣官房】 標準化・共通化に向けた自治体の取組みを支援【総務省】

その他の重点取組事項

マイナンバーカードの普及促進

自治体のAI・RPAの利用促進

テレワークの推進

セキュリティ対策の徹底

○自治体DXサポート事業（令和4年度新規：デジタル推進課）

【現状】

- 総務省策定の「自治体DX推進計画」に基づき、行政サービスについてデジタル化による住民の利便性向上や業務効率化などの取組が強く求められている。
- 一方で、市町村におけるデジタル人材の不足が懸念される。

デジタル化に関するサポート制度

- 行政、産業、暮らしなどの様々な分野で**デジタル化に関するサポート**ができる**外部人材**を県が確保
- 市町村の求めに応じて、**随時、外部人材による提案や助言等**を実施



- 「自治体DX推進計画」*の推進に関する助言など、行政のデジタル化に寄与
- 様々な分野におけるデジタル化についても、提案等による支援を実施

県と市町村の人事交流等について

総務部

1 市町村との人事交流について

(1) 趣旨

市町村との相互理解、連携強化及び職員の資質向上を図るため、原則として相互に職員を派遣。

(2) 交流の状況

ア 令和4年度の状況

8市町14名（原則2年間）

（宮崎市3、都城市2、日南市1、小林市1、日向市2、串間市2、三股町2、新富町1）

イ 平成23～令和3年度の状況

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
市町村数	7	9	9	10	10	10	12	12	13	11	13
職員数	8	9	9	10	13	15	15	15	17	15	18

ウ その他

県から市町村へ 西臼杵地域公立病院統合再編準備室長（高千穂町） 1名
医師（自治医科大） 14名

市町村から県へ 消防防災関係（消防保安課、防災救急航空センター、消防学校） 12名
下水道関係（都市計画課） 1名

2 市町村職員の実務研修制度について

(1) 概要

県では、昭和37年度に発足したこの実務研修制度を、市町村職員の資質の向上や市町村と県の連携強化等の観点から積極的に推進しており、毎年各市町村から多数の実務研修職員を受け入れている。

(2) 実務研修職員の受入状況

ア 令和4年度の状況

(7) 16団体 20名（原則1～2年間）

（都城市3、延岡市2、日之影町2、宮崎市1、日南市1、小林市1、日向市1、西都市1、高原町1、新富町1、木城町1、都農町1、諸塚村1、美郷町1、五ヶ瀬町1、市町村総合事務組合1）

(イ) 配属先

市町村課10名、総合政策課1名、医療政策課2名、中央児童相談所1名、企業立地課2名、観光推進課1名、東京事務所3名

イ 平成23～令和3年度の状況

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
市町村数	13	14	16	17	15	16	14	14	12	13	15
職員数	17	18	17	21	20	18	17	17	16	17	19

3 個人住民税の徴収に係る併任人事交流等について

(1) 概要

平成 19 年度の所得税からの税源移譲後、重要となった個人住民税の徴収対策の一環として開始した制度で、県と市町村の徴収担当職員の併任人事交流により、個人住民税をはじめとする地方税の収入確保と職員相互の徴収技術の向上を目的としている。

(2) 県と市町村の併任人事交流の状況（平成 19 年度から）

ア 令和 4 年度の状況

23 市町村実施予定

イ 平成 23～令和 3 年度の状況

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3
市町村数	16	18	18	18	20	23	23	23	23	23	23
併任県職員数	107	138	147	115	129	160	122	116	119	114	110

(3) 市町村間の併任人事交流の状況（平成 26 年度から）

26 年度：高鍋町と新富町の間で県内初の実施

27 年度：高鍋町・新富町の 2 町に、木城町・川南町が加わって 4 町間で実施
（この 4 町間併任に、28 年度からは県（高鍋県税）も参画）

28 年度：県（小林県税）・小林市・えびの市・高原町が 4 者相互併任を開始

30 年度：県（延岡県税）・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町が 4 者相互併任を開始

元年度：県（宮崎県税）・国富町・綾町が 3 者相互併任を開始

(4) 市町村税徴収担当職員の研修について

① 概要

県及び市町村の租税収入の確保を図るため、平成 21 年度から県税及び市町村税の徴収担当職員を対象とした研修を実施している。令和元年度からは研修の内容及び回数を拡充し、4 月から 11 月まで計画的に研修を行うとともに、内容についても県と市町村で定期的に意見交換を行うなど、人材育成に努めている。

令和 2 年度及び令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、研修内容の変更や開催の延期・中止等、研修計画の変更を余儀なくされた。

② 研修の内容について

ア 基礎研修

徴収業務経験の浅い職員を対象とし、基礎的な業務知識の習得を行う。

【令和元年度実績】 4 日間、98 名受講（県 29 名、市町村 69 名）

【令和 2 年度】 計画 5 日間、実績 2 日間、92 名受講（県 21 名、市町村 71 名）

【令和 3 年度】 計画 5 日間、実績 2 日間、104 名受講（県 25 名、市町村 79 名）

イ 実務研修

難易度の高い滞納整理事案に対応するために必要な業務知識の習得を行う。

【令和元年度実績】 3 日間、98 名受講（県 25 名 市町村 73 名）

【令和 2 年度】 計画 4 日間、実績 1 日間、42 名受講（県 17 名、市町村 25 名）

【令和 3 年度】 計画 4 日間、実績 1 日間、48 名受講（県 12 名、市町村 36 名）

ウ スキルアップ研修

実際の徴収現場を想定したロールプレイング、事例検討等の実践的な参加型研修を行い、滞納整理のスキルアップを図る。

【令和元年度実績】 2日間、52名受講（県12名 市町村40名）

【令和2年度・令和3年度】 計画2日間、実績0日間（中止）

エ マネジメント研修

人材育成、リスク対応等の考え方を学び、組織としての目標達成について考える。

【令和元年度実績】 1日間、46名受講（県8名、市町村38名）

【令和2年度・令和3年度】 計画1日間、実績0日間（中止）

市町村長による危機管理の要諦-初動対応を中心として-（概要）

1 市町村長の責任・心構え

- (1) トップである市町村長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。
- (2) 最も重要なことは、①駆けつける、②体制をつくる、③状況を把握する、④目標・対策について判断（意思決定）する、⑤住民に呼びかける、の5点。
- (3) 市町村長がまず最初に自ら判断すべき事項は、避難指示等の発令と緊急消防援助隊や自衛隊の応援に係る都道府県への要求である。
- (4) 災害状況が正確に把握できない場合でも、最悪の事態を想定して判断し、行動する。
- (5) 緊急時に市町村長を補佐する危機管理担当幹部を確保・育成する。
- (6) 訓練でできないことは本番ではできない。訓練を侮らず、市町村長自ら訓練に参加し、危機管理能力を身に付ける。

2 市町村長の緊急参集

- (1) 危機事態が発生した場合（または予想される場合）は、最悪の事態を想定し、一刻も早く本庁舎（災害対策本部設置予定場所）に駆けつける。
- (2) 災害等が予想される場合には、即座に本庁舎に駆けつけることができるよう待機する。
- (3) 市町村長が即座に参集できない場合に備え、予め特別職の権限代行者（副市町村長等）を定め、周知しておく。平常時において、市町村長が市町村外へ離れる場合は、権限代行者を市町村内に所在させておくことが必要である。
- (4) 緊急時には、第一報を覚知した宿直等から、直接かつ迅速に、市町村長に情報が入る体制を予め確立しておくとともに、市町村長は、常に連絡を取れる体制をとっておく必要がある。
- (5) 市町村長が有効にリーダーシップを発揮できるよう、職員の初動体制（宿日直体制・緊急参集体制）をあらかじめ構築しておく。

3 災害時の応急体制の早期確立

- (1) 準備、体制構築が早すぎて非難されることはないので、躊躇せずに災害対策本部等を立ち上げる。
- (2) 声の出せない地域ほど最悪の事態が起きている可能性が高い。被害情報のとれない地域こそ、あらゆる手段を通じて情報を取りに行く。
- (3) 最悪の事態を想定して、災害時の応急対応に従事する職員の安全管理に配慮する。

4 避難指示等の的確な発令

- (1) 災害が発生する危険性が高い状況を地域の住民に直接伝達する最も有効な手段が避難指示等の発令である。避難指示等の発令は、住民の生命を守るための災害時における市町村長の最大の使命。
- (2) 特別警報などの生命に関わる気象情報の伝達や避難指示等の発令は、「見逃し」より「空振り」の方が良く、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達するとともに、要配慮者については昼間から早めの避難準備行動を促す。
- (3) 平常時から、気象情報等に対応した避難指示等の発令基準を設定しておくことは、避難指示等のスムーズな発令をする上で欠かせない。
- (4) 避難指示等を発令した結果、被害が発生しなかったとしても、「空振りで良かった」と捉える住民意識の醸成を促進すること。

5 都道府県、消防機関、自衛隊等に対する応援要請

- (1) まず、都道府県、消防機関、自衛隊等へ一報する。
- (2) 都道府県、消防機関、自衛隊等のカウンターパートの連絡先を把握・登録する。
- (3) 平素から、関係機関のトップとの良好な関係を構築する。

6 マスコミ等を活用した住民への呼び掛け

- (1) 市町村長自ら前面に出て会見を行い、住民へのメッセージ等を伝える。
- (2) 情報を包み隠さず、正確に公表する。
- (3) 時機を失せず、定期的に発表する。

新型コロナワクチン追加接種のさらなる促進について

福祉保健部

1 目的・背景

ワクチン追加接種については、発症予防効果や入院予防効果が期待され、コロナ後遺症のリスクが低くなるという報告もある一方で、副反応の症状が出て仕事や休みづらいなどの理由により、50代以下の接種が伸び悩んでいる。

感染の急拡大が続く中、感染を抑制していくためには、市町村と連携しながら、50代以下のいわゆる現役世代のワクチン接種の促進が急務となっている。

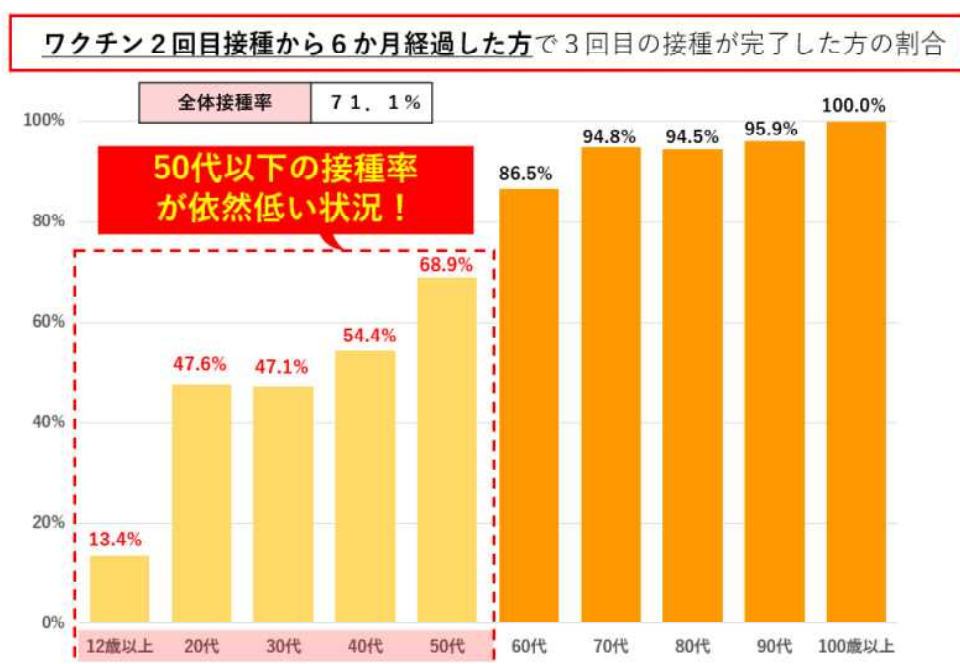
2 県における取組

- (1) 県の集団接種会場における金曜等の夜間接種の実施
- (2) テレビCM及び新聞、雑誌に加え、SNS等を活用した広報・啓発
- (3) 企業・大学等への接種しやすい職場環境づくり及び県集団接種会場の案内を依頼する文書の発出

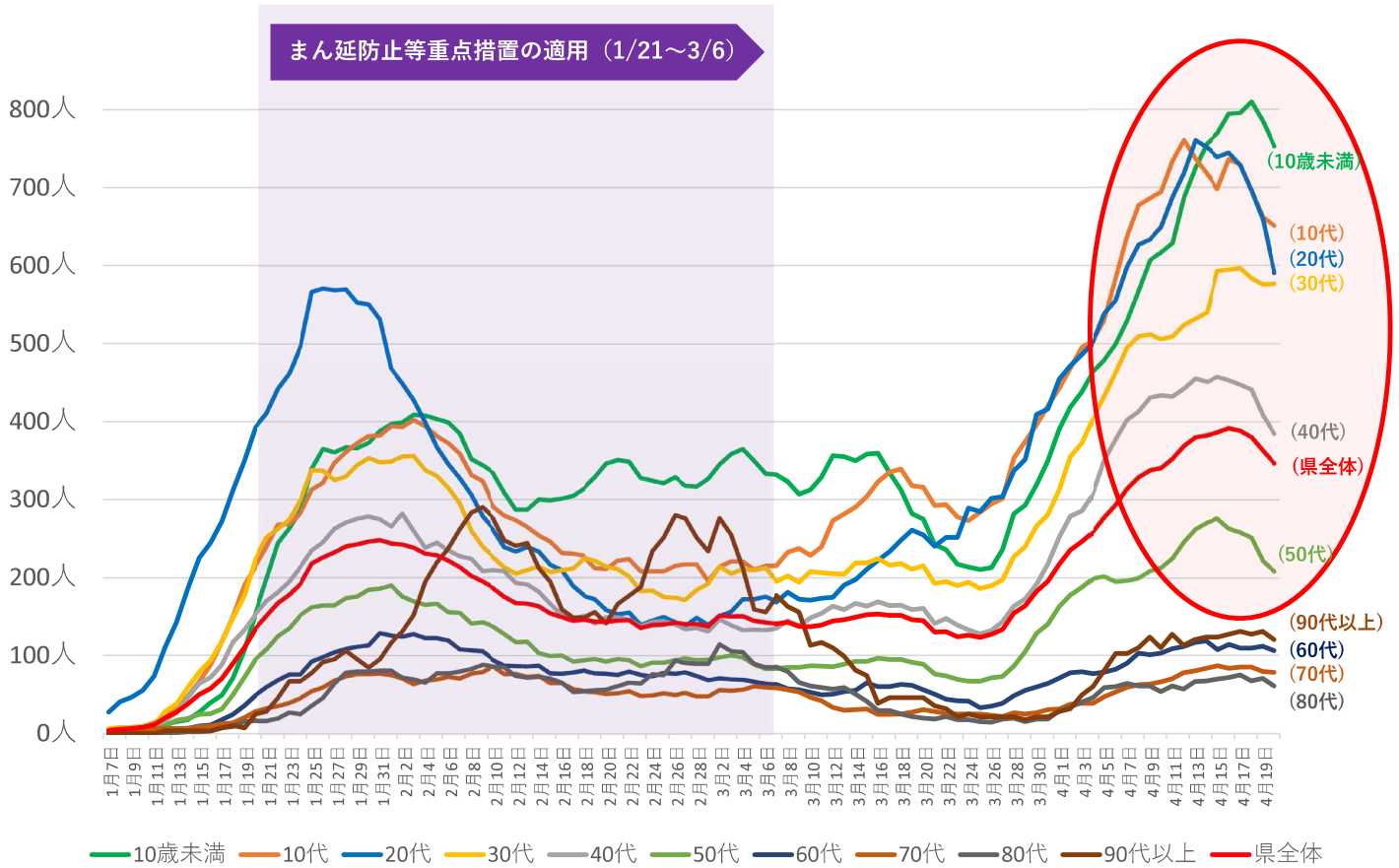
3 接種の促進に向けお願いしたい内容

- (1) 接種しやすい環境づくりの工夫
例) 立ち寄りやすい接種会場の設置や平日夜間の接種の実施 など
- (2) 効果や現状等を示したわかりやすい広報・啓発
- (3) 企業・大学等への接種の呼びかけ

【参考】年代別の3回目接種率の状況（令和4年4月19日現在）



各年代別の感染状況 (直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数)



市町村別の3回目接種率 (令和4年4月19日現在)

2回接種完了者に対する3回目接種率

市町村名	接種率	市町村名	接種率	市町村名	接種率
県全体	67.4%	えびの市	75.3%	川南町	65.5%
宮崎市	64.1%	三股町	65.6%	都農町	73.4%
都城市	71.0%	高原町	66.5%	門川町	69.8%
延岡市	67.8%	国富町	66.8%	諸塚村	93.2%
日南市	68.8%	綾町	68.9%	椎葉村	68.6%
小林市	71.6%	高鍋町	63.9%	美郷町	82.3%
日向市	61.8%	新富町	64.7%	高千穂町	75.2%
串間市	79.5%	西米良村	91.1%	日之影町	90.1%
西都市	65.8%	木城町	85.6%	五ヶ瀬町	79.8%

県・市町村少子化対策連携事業について

福祉保健部

1 目的・背景

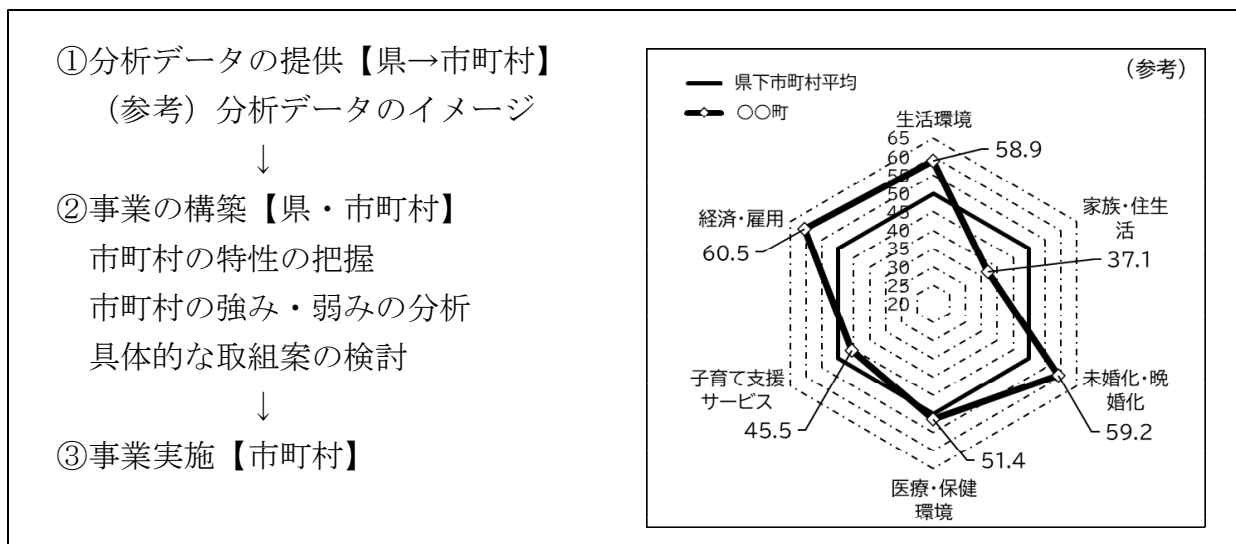
本県は、都道府県ベースでは比較的高い合計特殊出生率を維持しているが、平成25～29年の市町村別の合計特殊出生率では1.48～1.96と開きがある。そこで、子育て支援サービスや家族・住生活など、少子化に影響を及ぼすと考えられる要因について、市町村ごとの分析を行うことで見えてくる強みや弱みを踏まえ、県がその改善に向けた取組を実施する市町村を支援する。

2 事業概要

県が提供する少子化に関わる分析データを基に、県とそれぞれの市町村で意見交換を重ねながら、弱点と思われる分野を改善するための、新たな少子化対策の取組を行う市町村への補助（補助率 定額）

3 連携をお願いしたい内容

少子化に影響を及ぼすと考えられる要素について、市町村ごとの弱みや課題を改善することにより、若い世代の結婚、妊娠、出産の希望を叶える環境づくりが進められることから、県と連携して事業に取り組んでいただきたい。



市町村と県における児童虐待防止体制の充実・強化について

福祉保健部

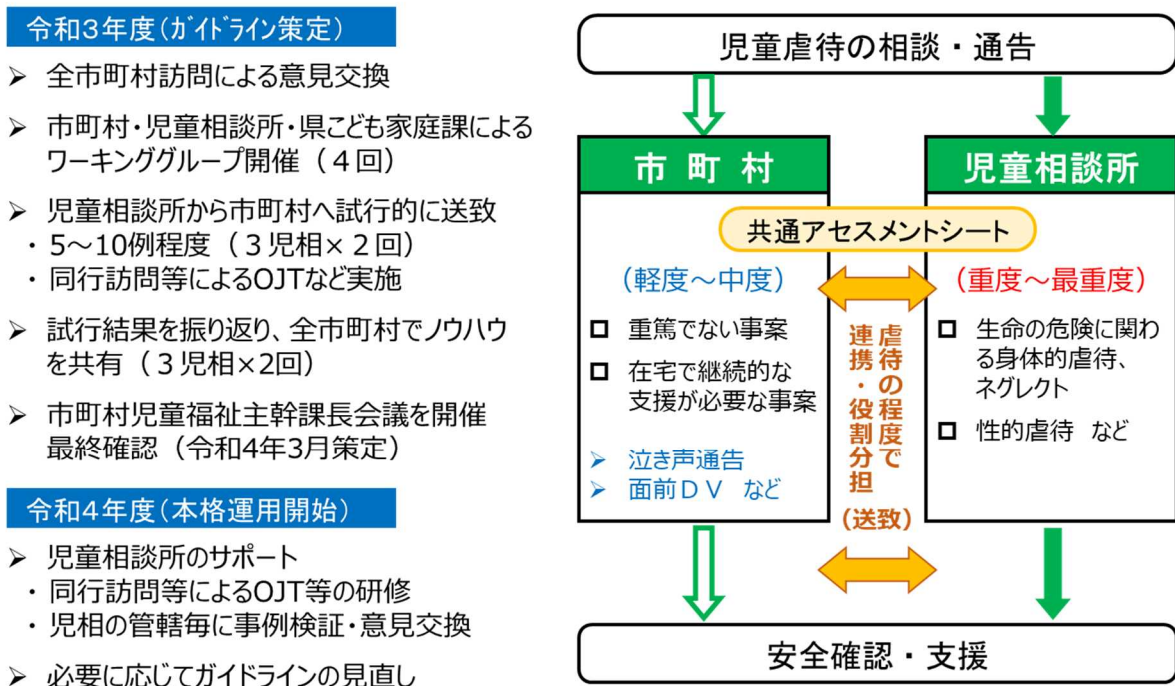
1 市町村と県の責務の明確化

- 全国的に増加する児童虐待相談に対応するため、平成28年の児童福祉法改正では、全ての行政機関があらゆる手段を尽くして児童虐待防止に取り組むよう、市町村と都道府県の役割と責務が明確化された。
- 具体的には、子どもや家庭に最も近い市町村は、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組を行うとともに、継続的な支援を提供できるような体制づくりが求められ、県（児童相談所）には、市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術が必要な業務を適切に行うことが求められている。

2 市町村と児童相談所の強みを活かした支援体制の構築

- 市町村と児童相談所が適切に連携・役割分担しながら子どもの安全を確保するため、虐待通告のうち、泣き声通告や面前DVなどの重篤でない事案や在宅で継続的な支援が必要な事案を市町村に送致できる仕組みを構築し、ケース移管の際の具体的な判断基準や手続を定めたガイドラインを令和4年3月に策定。
- 4月から本格運用を開始し、市町村と児童相談所が連携しながら、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで、切れ目ない支援が提供できる体制の充実・強化を目指す。

【図表】児童虐待防止体制の充実に向けた市町村と児童相談所間の役割分担ガイドライン



森林経営管理制度の推進について

環境森林部

1 市町村における取組状況について

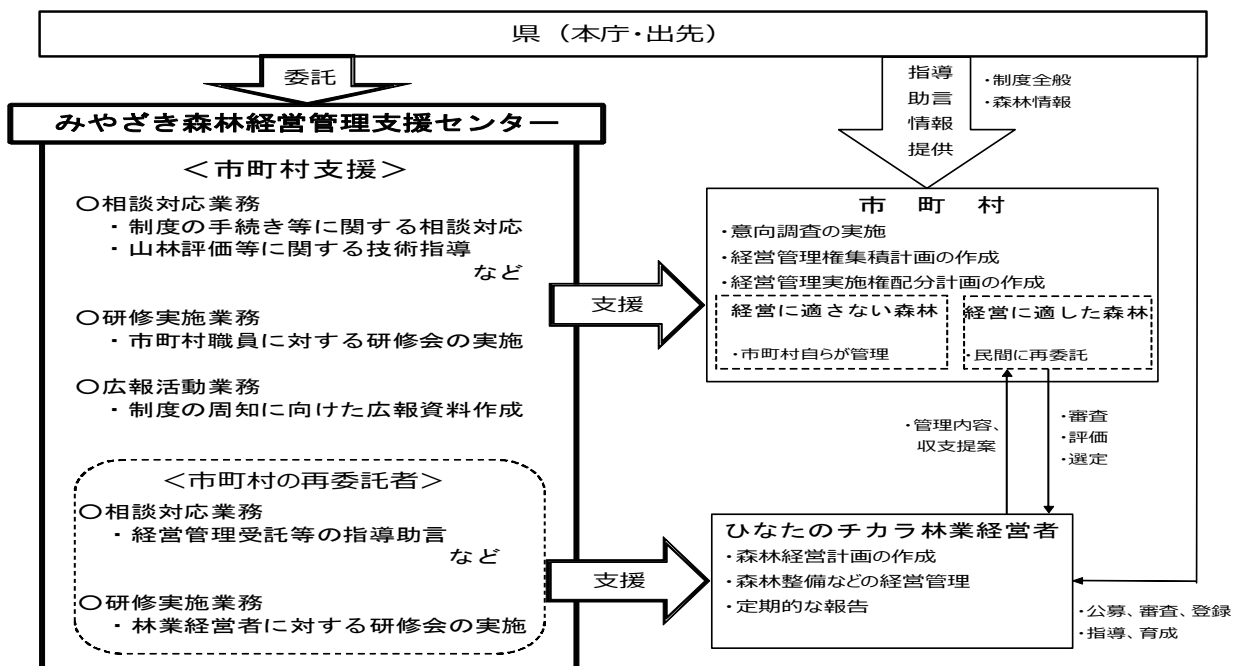
令和元年度にスタートした本制度の県内市町村の取組状況（令和4年3月末）

区 分	意向調査実施	経営管理権集積計画策定	市町村森林経営管理事業実施	経営管理実施権配分計画策定
市町村数	21市町村	7市町村	6市町村	2市町村
実施面積（ha）	7,878 ha	79 ha	31 ha	12 ha

- ※1 意向調査未実施の5市町村は意向調査のための準備
- ※2 制度対象となる森林の所有者に対する意向調査を、国は15年で一巡する考え
- ※3 意向調査の対象森林面積（約9万ha）に対する進捗率は9%。

2 市町村に対する支援

令和3年度からは、宮崎県森林組合連合会に「みやざき森林経営管理支援センター」を設置し、専門的知識や技術を有する3人のアドバイザーによる市町村の実情に応じたきめ細かな支援を実施。



みやざき森林経営管理支援センターのR3活動状況

- ① リーフレットの作成
- ② 市町村職員向けの業務マニュアル作成
- ③ 相談対応 直接指導（訪問等） 18回 76人
間接指導（電話・メール） 59回 227人
- ④ 研修会の開催 9回（参加市町村 26市町村 参加者67人）

事業承継支援の取組について

商工観光労働部

1 現状と課題

後継者が不足し、団塊世代の経営者の引退時期を迎える中、事業承継が円滑に進まなければ、地域経済を支える中小企業等の廃業により雇用や技術が失われてしまうため、事業承継対策は、喫緊の課題。

本県では、2018年から県、市町村、商工団体、金融機関などとともに「事業承継ネットワーク」を構築し、宮崎県事業承継支援戦略に基づいた事業承継支援を実施。

2021年4月には、親族承継と第三者承継、役員・従業員承継の支援機能を統合した「宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター」が発足。ワンストップ体制とすることで、ニーズの掘り起こしや事業承継支援をこれまで以上に推進。

これまでの取組の成果もあり、民間調査会社の調査結果によると、2021年の後継者不在率は、全体では51%（昨対比▲2.3ポイント）と5年ぶりに減少したものの、事業承継が課題となる60代では、37%（昨対比+3.2ポイント）と上昇しており、事業承継計画がコロナ禍による経営環境の変化により先送りとなっている可能性。引き続き、事業承継・引継ぎ支援センターといった相談機関の利用促進に加え、センターと連携した市町村独自の取組（みさとバトン）、M&Aの普及や事業承継税制の改正・拡充など多様なニーズに対応可能な支援制度の充実が必要。

2 宮崎県事業承継・引継ぎ支援センターの実績（2021.4～ 機能統合）

親族承継や第三者承継（役員・従業員、M&A）に加え、経営者保証解除に向けた支援等を実施。県内を3つのブロックに分けし各地にコーディネーターを配置。

	相談件数				成約 件数	相談 回数
	売り手	買い手	その他	合計		
R 1	85	193	21	299	35	677
R 2	116	223	6	345	31	909
R 3	164	188	112	464	58	1137

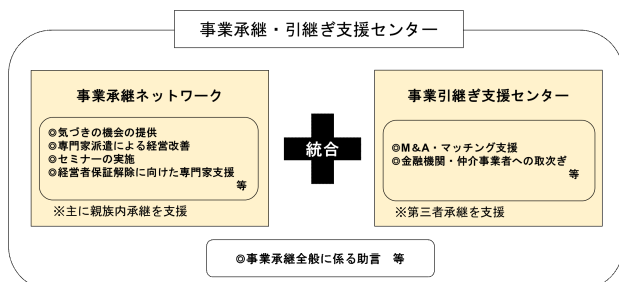
※相談件数とは、新規で相談を受けた件数、その他は、親族承継等の相談

※相談回数とは、同一者からの複数回の相談も含んだ回数

	事業承継診断件数	簡易版事業承継計画件数
R 1	2,237	397
R 2	1,425	364
R 3	2,407	168

※事業承継診断とは、経営者に事業承継に向けた準備の必要性の認識を促すことを目的に、後継者の有無などのヒアリングを行うもの。

※簡易版事業承継計画とは、事業承継を行う時期、事業承継するまでの課題の把握、その対応について整理を行うもの。



3 事業引継ぎ応援事業（市町村連携事業）

第三者への承継は有効な手段であるが、事業の買い手を探す際に仲介手数料や企業価値評価に要する費用等が売り手に生じるため第三者承継を躊躇するという実態もある。このため県では、市町村とともにこうした費用の一部を補助する事業を実施し、売り手の費用負担を軽減することで第三者への承継を推進。

(1) 予算額

20,000千円

(2) 事業期間

令和3年度～令和4年度

(3) 事業目的・概要

中小企業の事業承継を促し、経営資源・雇用の喪失を防ぐため、第三者承継等の際に売り手側の負担となる経費について市町村とともに支援する。

(4) 補助率・補助上限

	県→市町村	市町村→事業者
補助率	1 / 2 以内	2 / 3 以内
補助上限	30万円以内	60万円以内

(5) 補助対象

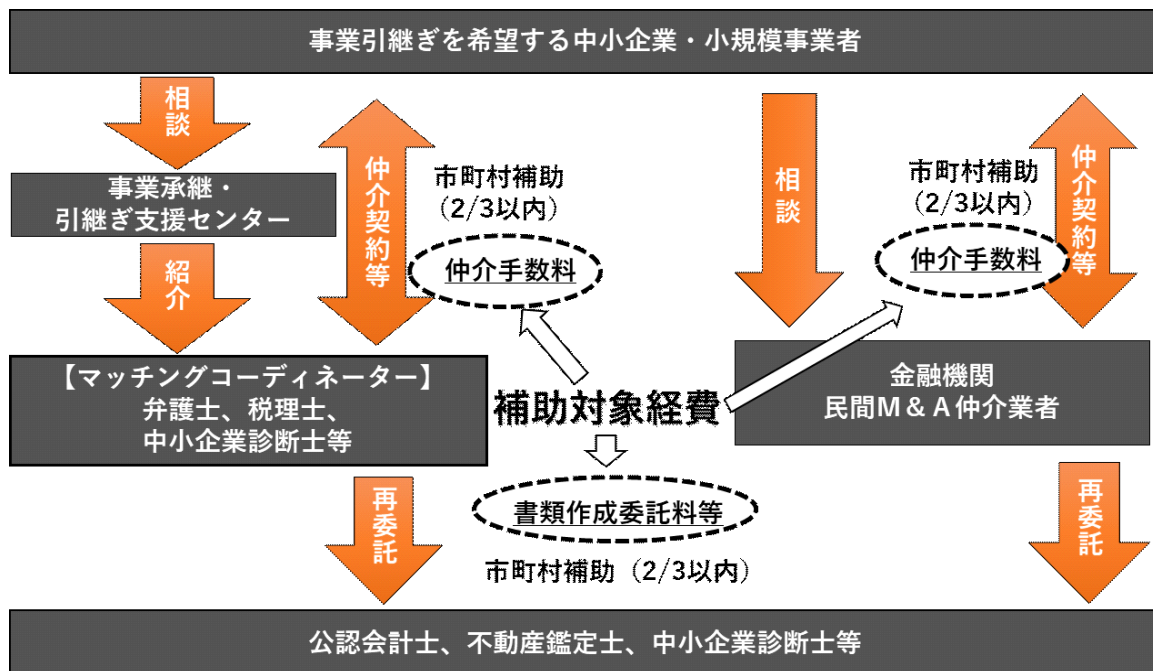
第三者承継（M&A）と役員・従業員承継が対象

※親族内承継は除く。

※売り案件のみで、事業承継・引継ぎ支援センター、金融機関、民間M&A業者等の仲介によるもの

(6) 対象経費

- ・マッチングコーディネーター等との委託契約に係る経費（着手金、マッチング登録手数料等）※成功報酬は除く。
- ・企業価値評価に要する費用（企業概要書作成に係る費用、株式の評価に係る費用、不動産鑑定に係る費用等）



(注意) 事業引継ぎ後も、引き続き県内で事業を営むものであること。

同一の目的・費用と重複しない場合は、複数年の申請も可能。

同種の他補助金との併用は不可。

事業引継ぎが成約に至るまで、毎年度取組状況報告を行うこと。

外国人材の受入れ・共生に向けた取組について ～多文化共生社会づくりの推進～

商工観光労働部

1 県と市町村の連携した体制の整備

出入国管理法の改正（平成31年4月施行）により、新たな在留資格「特定技能」が創設されたことに伴い、外国人材の適正かつ円滑な受入れ・共生に向けた施策を県と市町村が連携して推進するため、平成31年2月に「宮崎県外国人材受入れ・共生連絡協議会」を設置

〔 外国人材の受入れ・共生に関する情報収集、共有
外国人材の受入れ・共生に関する県及び市町村の関係施策や事業の連携 〕

2 本県における主な取組

(1) 「みやざき外国人サポートセンター」の設置・運営

行政・生活全般の情報提供や相談対応を多言語で一元的に行う相談窓口を設置（令和元年10月）し、外国人住民が抱える様々な疑問や悩みに対して、国や市町村、関係機関等と連携しながら、相談対応等を実施している。

【実績】令和3年度は244名からの264件の相談へ対応

※主な相談…医療、雇用労働（求職）、在留資格等



相談対応の様子

(2) 地域における日本語教育の推進（地域日本語教育体制整備事業）

外国人住民が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、各地域にコーディネーターを配置し、外国人住民のニーズを踏まえた日本語教室等を実施している。

【実績】これまでに日本語教室等に取り組んだ市町村

宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、三股町、新富町、川南町、都農町



日本語教室の様子

(3) 企業向けセミナーの実施

外国人材を受け入れている企業やこれから雇用を考えている企業に、受入れへの理解を深めてもらうため、受入環境の整備や人権への配慮等を内容とするセミナーを実施している。

【実績】令和3年度は2回実施し、合計で119名が参加

3 多文化共生社会づくりに向けて

○ 人口減少が進行する中、県内産業の活力を維持するため、外国人材の確保を進めることは重要であり、新型コロナの収束後には、本県在住の外国人がさらに増加することが見込まれる中、国籍に関わらず誰もが暮らしやすい「多文化共生社会づくり」の推進が求められている。

○ 外国人住民の生活支援や地域社会への参加の促進などについて、引き続き、市町村の協力をお願いしたい。

【参考資料】

① 市町村別外国人住民数の推移

(各年6月末現在 単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
宮崎市	1,891	2,127	2,428	2,581	2,486
都城市	1,071	1,186	1,474	1,659	1,706
延岡市	316	342	425	479	482
日南市	394	400	444	447	370
小林市	437	455	510	560	556
日向市	279	314	356	395	387
串間市	91	110	112	100	97
西都市	70	101	136	133	143
えびの市	224	287	325	177	186
三股町	57	103	144	174	171
高原町	18	21	27	39	32
国富町	126	140	182	203	183
綾町	16	17	21	22	20
高鍋町	62	52	71	91	76
新富町	72	79	112	159	163
西米良村	3	3	2	1	1
木城町	10	10	7	6	8
川南町	117	159	222	244	256
都農町	13	26	33	68	75
門川町	47	54	72	95	96
諸塚村	4	4	1	2	2
椎葉村	6	6	6	7	6
美郷町	12	13	12	12	15
高千穂町	17	19	25	31	37
日之影町	5	7	6	6	4
五ヶ瀬町	9	8	9	8	8
合計	5,367	6,043	7,162	7,699	7,566

(出典：法務省「在留外国人統計」)

② 国籍・地域別 市町村別外国人住民数

(令和3年6月末現在、単位：人)

	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	韓国	ネパール	米国	ブラジル	タイ	台湾	その他	合計
宮崎市	667	403	173	113	279	125	94	10	44	16	562	2,486
都城市	825	268	175	91	59	12	24	4	4	3	241	1,706
延岡市	140	56	56	52	64	6	14	2	6	2	84	482
日南市	83	35	27	136	17	14	7	-	1	6	44	370
小林市	295	80	59	18	7	3	2	2	4	2	84	556
日向市	30	35	155	30	34	6	17	37	1	3	39	387
串間市	19	4	32	19	6	4	4	-	-	-	9	97
西都市	75	28	9	3	7	5	4	-	1	1	10	143
えびの市	100	13	31	7	9	5	3	-	-	-	18	186
三股町	77	27	18	14	5	-	4	2	-	4	20	171
高原町	19	8	2	-	2	-	-	-	-	-	1	32
国富町	65	57	-	11	2	-	2	-	-	-	46	183
綾町	3	1	1	-	8	-	4	-	1	-	2	20
高鍋町	28	10	4	-	7	1	4	-	1	1	20	76
新富町	38	14	2	72	1	-	1	-	-	-	35	163
西米良村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
木城町	2	-	1	-	2	-	1	2	-	-	-	8
川南町	171	34	7	14	3	-	1	-	1	-	25	256
都農町	26	8	14	9	6	-	1	3	-	-	8	75
門川町	29	18	10	11	5	8	1	-	-	3	11	96
諸塚村	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2
椎葉村	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	1	6
美郷町	-	1	9	-	2	-	-	-	-	-	3	15
高千穂町	7	2	8	3	6	4	2	1	-	1	3	37
日之影町	-	-	2	-	1	-	1	-	-	-	-	4
五ヶ瀬町	-	-	5	-	2	-	-	-	-	-	1	8
合計	2,699	1,102	806	603	534	193	191	63	64	42	1,269	7,566

(出典：法務省「在留外国人統計」)

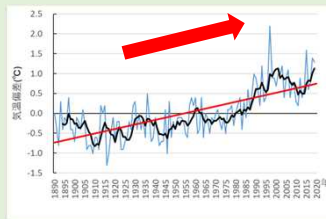
G X みやざき農水産業グリーン化推進プラン【概要版】 G X

策定の背景・経緯

世界的な地球温暖化やSDGsへの対応を受け、国は「みどりの食料システム戦略」を策定。

これを受けて、県としてどのような取組を進めるのかについて、具体的なアクションプランとして、農業／水産業長期計画の取組の中から「グリーン化」に向けた対策を取りまとめ。

本県農水産業が直面する現状と課題



宮崎市の年平均気温偏差の経年変化
青線：各年の年平均気温の基準年（1991年～2020年の30年平均）からの偏差
黒線：5年移動平均 赤線：長期変化傾向（気象庁のデータを基に作成）

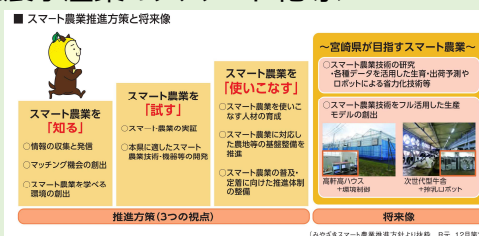


水稻の白未熟粒

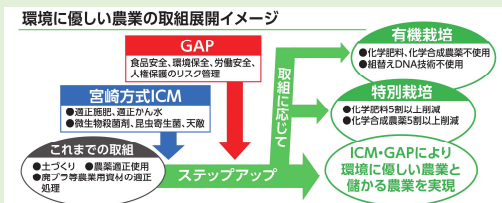
宮崎県においても年平均気温は上昇傾向。農水産業は気候変動の影響を受けやすく、高温による品質低下などが発生。

本県の目指す方向性（農業／水産業長期計画より）

- ① 資源循環型産地づくりとエネルギー転換の推進 <バイオマスエネルギー等>
- ② 効率的で、災害に強く持続可能な生産基盤の確立 <農水産業のスマート化等>



- ③ 環境に優しい農水産業の展開 <有機農業、養殖、ブルーカーボン等>



具体的な技術と取組の例

技術・取組の内容	R3	R4	R5	R6	R7
畜ふん利用 (燃烧発電により得られた電気・熱の農業への利用等)	実証		実装		
環境負荷低減を指標とした認証制度の構築	基準検討 産地協議	制度構築	制度運用・ 導入支援		
温室効果ガス発生抑制 (湿田やガス発生が多いほ場での中干し延長等)	実証		実装		
省エネ技術の導入 (ヒートポンプと重油暖房機のハイブリッド利用)	研究	実装			
有機農業の推進 (有機JAS認証を受けた茶生産団地の拡大等)	事例収集	実証	産地化		
魚類養殖業における環境負荷の小さい飼料への転換	実証		実装		

事業名	みやざき農水産業グリーン化 推進事業	新規・改善・既定	課名	畜産振興課 農業流通ブランド課 農業普及技術課 農産園芸課 水産政策課
		国庫・県単		

1 事業の目的・背景

国の「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、エネルギーの化石燃料依存や気候変動等の様々なリスクへの対応、良質堆肥やバイオマスエネルギー等の活用による資源循環型産地づくり、水産資源の持続的利用の推進等、農業／水産業長期計画に位置づけている「環境に配慮した農水産業の推進（グリーン化）」に総合的に取り組む。

2 事業の概要

- (1) 予算額 155,107千円
- (2) 財源 国庫：101,726千円 開発事業特別資金：5,458千円
受託金：2,500千円 一般財源：45,423千円
- (3) 事業期間 令和4年度～令和6年度
- (4) 事業主体 営農集団等、養殖業者、協議会、JA、市町村、県
- (5) 事業内容

- ① 未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援事業（畜産振興課）
23,812千円
畜産バイオマスの利用拡大に向けた支援、良質な堆肥の生産指導の実施等
- ② 信頼と情熱を未来につなぐ新たなブランド対策推進事業（農業流通ブランド課）
13,500千円
有機農産物等新たなブランド認証基準創設、情報発信やネット販売等の支援
- ③ 持続可能なみやざきグリーン農業構築事業（農業普及技術課）
44,186千円
温室効果ガス排出削減技術等の検証・普及、有機農業の産地づくりの支援等
- ④ 脱炭素をめざす省エネ型施設園芸設備導入推進事業（農産園芸課）
14,500千円
化石燃料の使用量削減につながる省エネ技術導入の支援等
- ⑤ 持続可能な茶生産をめざす産地再生支援事業（農産園芸課）
48,927千円
地域毎の有機農業等のビジョン策定、その実現に向けた取組の支援等
- ⑥ 養殖グリーン成長戦略推進事業（水産政策課） 10,182千円
天然資源や漁場環境への負荷軽減に向けた取組の支援

3 事業効果

環境に配慮した持続可能な農水産業（グリーン化）の実現が図られる。

宮崎県自転車活用推進計画について

県土整備部

平成29年に施行された自転車活用推進法を受け、県では、下記のとおり令和元年9月に宮崎県自転車活用推進計画を策定しました。
市町村におかれましても、市町村版自転車活用推進計画の策定など、自転車活用推進に関する積極的な取組をお願いします。

1 背景

- (1) 平成29年5月に自転車活用推進法が施行

第11条 市町村は、(略)国(県)の自転車活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならない。

- (2) 平成30年6月に国の自転車活用推進計画が閣議決定
(3) 令和元年9月に宮崎県自転車活用推進計画を策定

2 宮崎県自転車活用推進計画の概要

- (1) 趣旨

自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的として、本県の現状と課題を踏まえ、地域特性や地域資源を生かした目標や施策の方向性を示すものとする。

- (2) 計画期間

令和元年度から令和10年度までの10年間

- (3) 自転車活用推進計画の施策体系及び具体的な取組

目指す姿 『誰もが安全・快適に自転車を活用することができる
「自転車パラダイスみやざき！」の実現』

目標1 サイクルツーリズムの推進による観光振興と地域活性化

- 施策1 地域の魅力を生かしたサイクルツーリズムの推進
施策2 スポーツキャンプ・合宿の誘致

目標2 自転車を利用しやすい都市環境の形成

- 施策3 自転車通行空間の計画的な整備推進
施策4 路外駐車場の整備及び違法駐車取締りの推進による自転車通行空間の確保
施策5 まちづくりと連携した総合的な取組の実施

目標3 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

- 施策6 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施
施策7 学校における交通安全教室の開催等の推進
施策8 高い安全性を備えた自転車の普及促進
施策9 災害時における自転車の活用の検討

目標4 自転車を活用したスポーツ活動と健康づくりの推進

- 施策10 自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発の推進
施策11 サイクルスポーツの推進
施策12 自転車通勤の促進

3 市町村版の計画策定の状況

宮崎市 (R2.3)、えびの市 (R3.3) が策定済

木造建築物等地震対策加速化支援事業

県土整備部

阪神淡路大震災では、建物の倒壊により地震発生後わずか14分の中に多くの方が亡くなりました。また、住宅が倒壊・損壊すると、長期の避難生活を強いられるのみならず、公的支援に限られる中での住宅再建は容易ではありません。

昭和56年5月以前に着工した木造住宅のほとんどは耐震性が不足している恐れがあり、その所有者の多くは高齢者です。南海トラフ地震で想定される震度7の揺れによって倒壊する危険性があります。命と住み慣れた地域での生活を守るため、木造住宅の耐震化を進める必要があります。

市町村におかれましては、住宅所有者へのダイレクトメールの送付や耐震診断支援の活用など、地震対策の加速化に向けて積極的な取組をお願いします。

【事業の概要】

1 予算額 44,985千円

2 事業期間 令和3年度～令和5年度

3 事業内容

(1) 市町村に対する補助 (事業主体：市町村、補助率約1/4等)

①木造住宅の耐震化

事業の流れ () 内は開始年度、市町村数はR3実施市町村数

事業の流れ () 内は開始年度、市町村数はR3実施市町村数	市町村の事業概要
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">耐震性不明住宅の所有者へダイレクトメール送付</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">アドバイザー派遣 (H20～) 7市町</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村はダイレクトメールを送付 (県は送付費用の一部を補助) ○診断前の相談等に専門家派遣
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">耐震診断支援 (H17～) 21市町村</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">ローコスト工法アドバイザー派遣 (R3～) 2市</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○診断費用を補助(最大13.6万円) ○安価な改修工法・概算工事費を提案する専門家を派遣
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">改修工事総合支援 (H24～) 16市町</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">耐震化完了</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○改修工事費用等を補助 (最大100万円かつ工事費の80%) <p>※県は全ての項目に対して補助</p>

②危険なブロック塀の除却・復旧支援 : 解体・復旧費用を補助

(2) 診断士養成講習会の開催、事業者の確保 (事業主体：県)

※国は令和12年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消する目標

市町村等の小水力発電導入への技術支援

宮崎県企業局

企業局では、電気事業で培った経験やノウハウを活用して、市町村や土地改良区などが取り組む小水力発電の導入に対する技術支援を行っています。

○ 小水力発電導入可能性調査

小水力発電の導入を検討する市町村等から調査依頼を受けて、無償で企業局が現地調査を行い、経済性評価を行います。

○ 小水力発電導入に関する技術的助言

次の項目について、技術的助言や情報提供を行います。

- ・ 小水力発電設備の計画、設計、工事、維持管理
- ・ 関係法令（電気事業法、河川法）の手続
- ・ 一般送配電事業者の送電線や配電線への接続に係る進め方
- ・ 小水力関連補助事業や固定価格買取制度等に関すること

※ 平成17年度から令和3年度にかけて、70地点の調査を実施しました。そのうち8地点が整備され発電を行っているほか、1地点（高千穂町／小水力発電施設整備事業）で整備を行っています。

小水力発電導入の意向等がある場合はお気軽に御相談ください。

小水力発電の開発事例

企業局が可能性調査を行い、土地改良区が事業主体となり整備を行いました。



たしろじん
田代陣の池ホタル谷小水力発電所（えびの市）

えびの市田代地区で湧水を利用した、最大出力13.9kWの水力発電所で、令和元年8月に運転を開始しています。

売電した収入で、農道や農業用水路の補修などの維持管理や農林業の振興を図っています。



狭野土地改良区小水力発電所（高原町）

高原町狭野地区にある用水路の高低差を利用した、最大出力19.9kWの水力発電所で、令和3年6月に運転を開始しています。

売電した収入は、土地改良区が負担している維持管理費などに充てられています。

問合せ先 工務管理課 技術調整・企画担当
電話 (0985) 26-9769

みやざきの子どもを守る総合支援事業

県教育委員会

1 事業の目的・背景

公立学校におけるいじめや不登校など生徒指導上の様々な課題に対応するために、スクールカウンセラー等の専門家の配置・派遣を拡充し、電話相談窓口とあわせて教育相談体制を充実させるとともに、いじめ問題に係る支援体制整備といじめの未然防止の取組の充実を図る。

2 いじめ・不登校等の状況（県内公立小中学校）

	<いじめの認知件数>			<不登校の児童生徒数>		
	H30	R1	R2	H30	R1	R2
小学校	10,962	13,354	9,299	252	337	457
中学校	1,409	1,478	1,226	941	1,067	1,079
合計	12,371	14,832	10,525	1,193	1,404	1,536

3 事業内容

- ① スクールカウンセラー（SC）の配置・派遣
臨床心理士など心理の専門家であるSCを中学校83校に配置（その他の小中学校は派遣で対応）し、カウンセリング等を行うことで、様々な問題の未然防止や早期解決を図る。
- ② スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置・派遣
社会福祉士など福祉の専門家であるSSWを学校に派遣することで、福祉や医療など関係機関と連携し、問題の背景にある環境の調整を図る。
- ③ 教育相談窓口の運用
電話相談「ふれあいコール」「24時間子供SOSダイヤル」やネット上での相談窓口「ひむか子どもネット相談」を実施する。
- ④ いじめ問題の解決に向けた取組
いじめ防止対策推進法に基づいた機関の設置や重大ないじめが発生した際の心のケア等を行う専門家チームを学校に派遣する。
- ⑤ いじめの未然防止に向けた取組
いじめの未然防止に向けた取組を中心的に推進する小中学校を県内7校指定。県や国の「いじめ問題子どもサミット」を開催し、その成果の普及啓発を図る。
- ⑥ ネットトラブル等の未然防止の取組
ITの専門家を学校に派遣し、安心安全にネットを利用するための研修会の実施や、ネットパトロールの実施によりネット上のトラブルの未然防止を図る。

4 事業効果

スクールカウンセラー等の配置・派遣や電話相談窓口の運用により、問題の未然防止と早期対応が図られ、子どもの心理的負担を軽減することができる。

児童生徒が主体となったいじめの未然防止やネットトラブル等の未然防止などに取り組むことにより、教育相談とあわせて総合的な生徒指導体制を構築することができる。

生徒指導上の諸課題への対応

教育相談の充実

1

スクールカウンセラー (SC)の配置・派遣

- ・ 小学校11エリア (228校) に1人ずつ配置
(1エリアあたり146時間)
- ・ 中学校83校に1人ずつ配置
(1校あたり134時間)
派遣中学校11エリア (40校) に1人ずつ配置
(1エリアあたり33時間)
- ・ 県立学校4エリア (52校) に1人ずつ配置
(1エリアあたり160時間)
- ・ 電話相談・来訪相談1人配置
(48時間)

2

スクールソーシャル ワーカー (SSW) の配置・派遣

- ・ 北部教育事務所 3人
(うちス・パ・バ・イザ-1人・
450時間)
- ・ 中部教育事務所 4人
- ・ 南部教育事務所 3人
(うちス・パ・バ・イザ-1人・
450時間)
- ・ 市町村単独配置 10人
(1人あたり700時間)

3

教育相談窓口の運用

- ・ 24時間子供SOS
ダイヤルによる対応



6つの取組で生徒指導 体制を総合的に強化

4

いじめ問題の解決に 向けた取組

- ・ 県いじめ問題対策連絡協議会の開催
- ・ 県いじめ問題対策委員会の開催
- ・ 県立学校で発生したいじめに対応する緊急支援

5

いじめの未然防止に 向けた取組

- ・ 県内3小学校と4中学校を推進校に指定
- ・ いじめ問題子供サミットを開催

6

ネットトラブル等の 未然防止の取組

- ・ 管理職を対象とした研修の開催
- ・ ITアドバイザー派遣回数
の増加
- ・ ひなた子どもネット相談の
運用
- ・ ネットパトロールの実施
- ・ 啓発用リーフレットを作成

未然防止の取組の充実

1 うそ電話詐欺（特殊詐欺）被害の現状等

○現状

令和3年中、県内では27件の被害(被害総額は約6,340万円)が発生し、前年と比べ増加しており、依然として厳しい情勢である。

○うそ電話詐欺の内容

自治体職員や警察官を名乗った還付金詐欺、インターネットのウイルス除去費名目による架空料金請求詐欺のほか、新型コロナウイルスのワクチン接種名目で現金を請求したり、個人情報聞き出そうとする不審電話などがある。

○被害防止対策

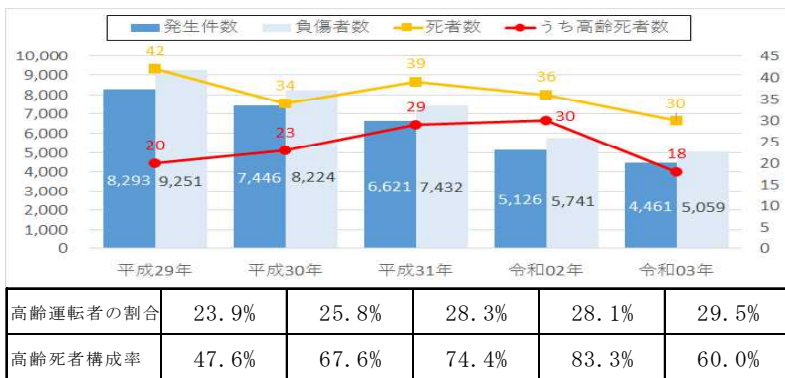
被害防止の第一の基本である、犯人からの電話を取らせない対策には、自動通話録音機と留守番電話の機能を活用することが効果的である。

警察では、「うそ電話詐欺被害防止推進モデル地区」を指定するとともに、モデル地区における取組を他の地域にも広げ、被害に遭いにくい環境づくりを推進している。



2 高齢運転者の交通事故抑止対策

○交通事故の発生状況（過去5年の推移）



○制限運転の推進

高齢運転者自身が自動車を運転する時間帯や場所、状況などを選択する自己啓発活動である制限運転を県内全域に浸透させ、高齢者の事故防止と運転寿命を延ばす取組を推進している。



3 交番・駐在所の再編整備

○再編整備の推進

治安情勢等を踏まえ、交番・駐在所を再編整備し、配置転換が可能となった人員を隣接の交番や自動車警ら係等に増強配置することで、

- ・現場執行力の向上
- ・交番襲撃等への対処能力の向上
- ・機動力の向上
- ・夜間警戒力の強化

を図り、県民への治安維持サービスの更なる向上を推進している。

○再編整備に伴う補完措置

この再編整備による住民の不安感を解消するため、移動交番車の運用、臨時交番の開設、うそ電話詐欺被害防止推進モデル地区指定等を実施する。

R4春 再編整備の状況

警察署	統合等する施設	統合先の交番等
宮崎北	下北交番	江平交番
	●住吉駐在所	蓮ヶ池交番
	●波島駐在所	阿波岐原交番
宮崎南	月見ヶ丘駐在所	国富（くどみ）交番
高岡	北俣駐在所	国富（くにとみ）交番
	深年駐在所	同上
西都	藺元駐在所	妻交番
	◎上三財駐在所	下三財駐在所
	◎都於郡駐在所	同上
高鍋	塩付駐在所	川南交番
	十文字駐在所	同上
延岡	昭和町交番	延岡駅交番
	◎土々呂駐在所	一ヶ岡交番

23施設を10施設に再編整備

※統合等する施設のうち、◎は連絡所型駐在所、●は駐留型駐在所として施設が残るもの